

広報かるまい お知らせ版 371号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

新型コロナ

軽米町事業者等緊急対策支援金

町は、新型コロナウイルスの拡大により経済的な影響を受けている法人・個人の事業者を対象に、事業の継続を下支えするため緊急対策として支援金を交付します。

個別に案内はしていませんので、該当すると思われる方は申請書類を揃えご相談ください。

■対象者

町内に事業所のある中小法人事業者、町内に住所のある個人事業者や農林畜産業者

■支援額 1事業者あたり10万円

※複数の店舗や業種を経営している場合でも重複支給しません

■交付要件 次の全ての要件を満たしていること。

- ①新型コロナウイルス影響を受け、令和2年3月～5月のいずれかのひと月の売上額が、前年同月比で20%以上減少していること。
- ②令和2年3月～5月の売上合計額が、前年同期間の売上合計額から10万円以上減少していること。
- ③令和元年以前から事業収入があり、引き続き事業を継続する意思があること。

■受付期限 令和2年8月28日(金)まで

■申請書類

- ①軽米町事業者等緊急対策支援金交付申請書（請求書）
- ②2019確定申告書の写し
法人→法人町民税確定申告書
個人→所得税確定申告書又は住民税申告書など
- ③2019年3月～5月の各月売上を示した帳簿
(決算書、収支内訳書、事業概況説明書、売上台帳等のいずれかの写し)
- ④2020年3月～5月の各月売上を示した帳簿
(売上台帳または販売証明書等の写し)
- ⑤振込先口座の通帳の写し（表紙と見開き2頁目）
- ⑥申請者の公的身分証明書の写し
(写真付きの場合は1点、写真なしは2点)

■提出先・問い合わせ（平日8:30～17:00）

中小企業事業者
→産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746
農業経営関係者
→産業振興課・農林振興担当 ☎46-4740

新型コロナ

持続化給付金の申請を町商工会がサポート

町商工会は、国が実施している持続化給付金の電子申請手続きをサポートする独自の窓口を開設しています。

自分で手続きを行うことが難しい事業者の方は、ご利用ください。

■相談窓口

軽米町商工会 1階相談室

■実施期間

7月1日～12月28日(月)

※国の申請受付は、令和3年1月15日(金)まで

■窓口開設日時

平日 9:00～17:30 ※祝祭日を除く

■予約電話番号

☎46-2711

※感染拡大防止のため完全予約制としています。申請サポートが必要な方は必ず予約申込をお願いします。

新型コロナ

中小企業者の家賃を補助

町は、新型コロナウイルスの拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、家賃の一部を補助します。

■対象者

町内に事業所があり、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業などを営む方のうち、次のいずれかに該当する中小企業者

- ・売上が前年同月比で50%以上減少した
- ・休業し、売上が前年同月比で50%以上減少することが見込まれる
- ・令和2年2月～9月のいずれかの連続する三月の売上合計が前年同期比で30%以上減少した

■対象期間

令和2年4月1日～令和2年9月30日

■補助内容

家賃（消費税、光熱水費等は除く）の2分の1

ひと月当たり10万円まで 最大30万円

※4月～9月の連続する3か月以内分

■申請方法

次の必要書類を令和2年11月2日(月)までに産業振興課へ提出してください。様式は町ホームページでダウンロードできます。

- ・軽米町地域企業経営継続支援事業補助金交付申請書
- ・家賃が確認できる書類（賃貸借契約書、利用契約書の写し）
- ・売上の減少がわかる書類（売上台帳の写し）
- ・申請日時点で軽米町内で事業を行っていたことが分かる書類（登記事項証明書、所得税確定申告書第一表の写し）
- ・申請月に休業した場合は休業したことを証明する書類
- ・振込先口座の通帳の写し

■申請先・問い合わせ

産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

クマにご注意ください

町内各地区からクマの目撃情報が多数寄せられていて、最近では民家の隣接地でも目撃されています。

被害に遭わないために次のことを心がけましょう。

■音が出るものを携帯する

山に入るときは、鈴やラジオなどを鳴らして人がいることを知らせましょう。

■朝夕や霧の日には特に注意

クマは、朝夕や霧が出ているときに行動が活発になります。

■残飯やゴミ等を放置しない

残飯やゴミは家の周辺に放置しないでください。味をおぼえたクマは、人家の周辺に現れてきます。

■もしクマに出あってしまったら

大声をあげたり、背中を見せて走ったりせず、クマの動きを見ながら、ゆっくりと後ずさりし、クマから静かに離れてください。

■問い合わせ

町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

義肢・装具等補装具の巡回相談

補装具の購入や修理を希望される方は、この機会をご利用ください。

■相談内容 義肢・装具等補装具等の購入等に係る判定

■日時 9月29日(火) 13:30～14:30

■会場 二戸市総合福祉センター

※相談を希望される方は、8月24日(月)までに健康福祉課・福祉担当までご連絡ください。連絡のない場合、相談を受けられない場合があります。

■問い合わせ 健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

お盆期間中 出張所は閉所します

今年度より晴山・小軽米各出張所は、お盆期間中（8月14日～16日）閉所します。ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 町民生活課・総合窓口担当 ☎46-4735

広報かるまい お知らせ版 371号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

コンポスト等の購入を補助

町内の販売店から購入したもののみ対象です。

■電動式生ごみ処理機

○補助率 本体税込価格の5分の4

※1世帯につき1基まで

■コンポスト容器等（容量150ℓ以上のもの）

○補助率 本体税込価格の5分の4

※1世帯につき2個まで

■問い合わせ

町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

野良猫の苦情が増えています

「かわいいから」、「かわいそうだから」などと飼い猫以外の猫にエサを与えると、猫はそこに住み着いてどんどん繁殖して増えてしまいます。

地域には猫が苦手な人もいます。また、猫の糞尿により周辺が汚染され不衛生な環境になり、鳴き声などが近所迷惑となることもあります。

猫にエサを与えることはその猫の飼い主になるということです。飼い主には、飼い猫の健康、安全管理、糞尿の始末、猫の不妊・去勢手術などの責任が伴います。責任を持ってないエサやりは止めましょう。

■問い合わせ

町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

寿大学第2回講座のお知らせ

■日時 8月5日(水) 10:00～12:00

■会場 農村環境改善センター（役場となり）

■内容 百歳体操

■持ち物 飲み物、タオル、上履き

※動きやすい服装でご参加ください。

※ご来場の際にはマスクの着用をお願いします。

■問い合わせ 教育委員会事務局 ☎46-4744

8月2日はクリーンアップデー

8月2日(日)は、クリーンアップデー（町内一斉清掃の日）です。みんなで協力し、快適で住みよい町にしましょう。軽米中学校の生徒も参加しますので、地域の皆さんからの声掛けをお願いします。

■問い合わせ

町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

栄養出前講座を開催します

テーマは、「認知症予防と栄養」です。

■日時 7月29日(月) 10:00～11:00

■会場 健康ふれあいセンター

■内容 ①食事はしっかり食べよう

講師 管理栄養士 松本紀子氏

②これは楽しい！脳トレに挑戦

■問い合わせ 健康づくり担当 ☎46-4111

Jアラートの訓練放送

8月5日(水)の午前11時頃、全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉伝達訓練に伴い、町の防災行政無線でもテスト放送を行います。実際の緊急放送とお間違えの無いようお願いいたします。

■問い合わせ

総務課・総務担当 ☎46-4738